



報道提供資料
令和元年10月1日
熊取町住民部

太陽光発電事業と地域との共生に関する条例を可決

9月30日、熊取町議会定例会において、町長が提案した「太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」が可決され、10月1日付けで施行しました。

《制定条例のポイント》

- 太陽光発電施設（建築物の屋根等に設置するものを除く）を設置する場合は、設置工事に着手する60日前までに事業計画の届出が必要となります。
- 事業計画の届出に先立ち、本町との事前協議、周辺関係者への説明とその結果の報告等を義務付けます。
- 各住居専用地域や各住居地域等を抑制区域として定めます。
- 条例違反等がある場合には、指導、助言、勧告、公表を行うことができます。
- 維持管理義務、立入調査、廃止の届出等の規定は、既設事業者に対しても適用します。

【問い合わせ】

熊取町住民部環境課環境グループ
担当 義本
TEL 072-452-6097（直通）
FAX 072-452-7103



▲ジャンプ君



▲メジーナちゃん

太陽光発電事業と 地域との共生に関する条例

令和元年10月1日施行

【条例の目的】

太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的としています。（条例第1条）

【条例の概要】

1. 事業計画の届出

10キロワット以上の太陽光発電施設（建築物の屋根等に設置するものを除く）を設置する場合は、その設置工事に着手する日の60日前までに事業計画の届出が義務付けられました。

2. 事前協議

事業計画の届出の前に、本町に具体的計画を説明のうえ、事前協議が必要となりました。その際に本町は必要な助言及び指導を行うことができます。

3. 周辺関係者への説明

事業計画の届出の前に、以下の周辺関係者への説明が必要となりました。また、届出の際に説明結果を提出する必要があります。事業計画変更の届出を行う場合も同様とします。

- 1) 事業区域に隣接する土地及びその土地に存する建築物の所有者、管理者及び占有者
- 2) 太陽光発電施設から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲の土地及び建築物の所有者、管理者及び占有者

4. 抑制区域（特に配慮が必要と認められる区域）の指定

災害の防止、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電施設の地域との共生のため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる以下の区域を抑制区域として指定しました。

- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ・農用地区域
- ・市街化調整区域内にある甲種農地及び第1種農地
- ・保安林
- ・河川区域及び河川保全区域
- ・砂防指定地
- ・埋蔵文化財を包蔵する土地
- ・各住居専用地域及び各住居地域
- ・重要文化財（建造物に限る）が所在する土地及びその隣接する土地
- ・史跡名勝天然記念物が所在する土地及びその隣接する土地
- ・大阪府指定有形文化財（建造物に限る）が所在する土地及びその隣接する土地
- ・大阪府指定天然記念物が所在する土地及びその隣接する土地
- ・熊取町指定文化財（有形文化財（建造物に限る）など）が所在する土地及びその隣接する土地

5. 工事完了の届出

事業計画の届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、その旨を届け出なければなりません。当該工事を中止したときも同様とします。

6. 廃止の届出

太陽光発電施設を廃止しようとする事業者は、廃止しようとする30日前までにその旨を届け出なければなりません。又、太陽光発電施設の廃止が完了したときは、完了の日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

7. 維持管理

太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

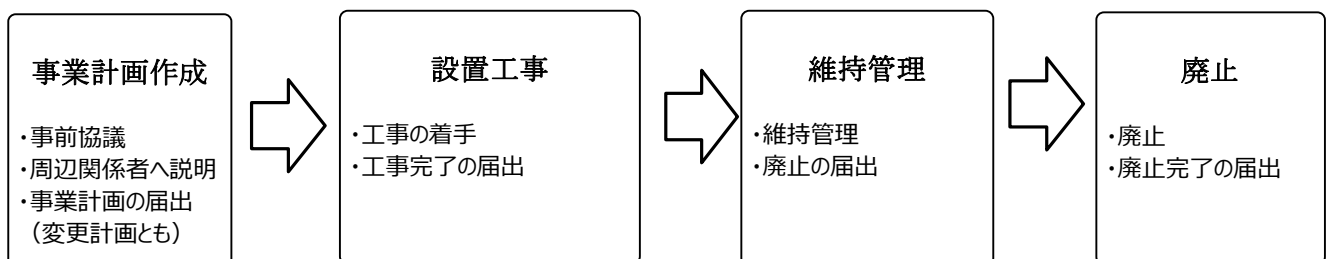
8. 報告の徴取等

- 1) 報告の徴取…………… この条例の施行に関し必要があると認めるときは、太陽光発電事業に関し、報告又は資料の提出を求められます。
- 2) 立入調査等…………… この条例の施行に関し必要な限度において、熊取町職員は、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査等ができます。
- 3) 指導・助言・勧告…………… 必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。
また、条例の規定に違反する場合等は、勧告することができます。
- 4) 事業者情報の公表…………… 事業者が上記の勧告に正当な理由なく従わない場合は、事業者の情報や勧告の内容などを公表することができます。

9. この条例の適用関係

- 1) この条例の施行日である令和元年10月1日より前に太陽光発電施設を設置している、又は太陽光発電施設の設置工事に着手している事業者（以下「既設等事業者」という。）については、1. 事業計画の届出、2. 事前協議、3. 周辺関係者への説明は適用しません。
- 2) 既設等事業者は、熊取町からの太陽光発電事業計画認定申請書とその添付書類、認定通知書の写し等の提出に関する求めに応じて、協力するよう努めなければなりません。
- 3) 既設等事業者は、令和元年10月1日以後に条例第11条第2項各号に掲げる事項の変更を行うときは、変更の届け出を行わなければなりません。
- 4) 令和元年10月1日より前に太陽光発電施設を設置している事業者は、5. 工事完了の届出は適用しません。
- 5) 6. 廃止の届出、7. 維持管理、8. 報告の徴取等は、太陽光発電施設の設置又は設置工事の着手の時期にかかわらず、全ての事業者に適用します。

10. 設置工事等の標準的な流れ



【お問い合わせ先】 熊取町住民部環境課

T E L : 072-452-6097 (直通) F A X : 072-452-7103

ホームページ (環境課HP)

<https://www.town.kumatori.lg.jp/kakuka/juumin/kankyau/index.html>